

報告第10号

放棄した債権の報告について

栗山町債権管理に関する条例第8条第1項の規定により、別紙調書のとおり町の債権を放棄したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

平成25年度債権放棄調書

| 会計区分 | 債権の名称 | 債権の金額 | 債権の件数 | 放棄した事由 |
|--------|---------|--------------|-------|---------------|
| 一般会計 | 公営住宅使用料 | 574,740 円 | 2 件 | 所在不明、死亡 |
| 水道事業会計 | 水道料金 | 17,031,448 円 | 35 件 | 破産、倒産、所在不明、死亡 |
| 合 計 | | 17,606,188 円 | 37 件 | |